

東京都板橋区シアン指導取締実施要綱

平成24年6月22日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、無機シアン化合物を使用する電気めっき業者及び金属熱処理業者（以下「業者」という。）の事業場から流出する廃水中のシアン濃度（遊離シアン濃度をいう。以下同じ。）を監視することにより、シアンによる保健衛生上の危害の発生を未然に防止し、もって区民の生命と健康を守ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱による指導取締の対象事業は、無機シアン化合物を使用する電気めっき事業及び金属熱処理事業とする。

(実施機関)

第3条 この要綱による指導取締の実施機関は、東京都板橋区保健所とする。

(内容)

第4条 毒物劇物監視員は、次に定めるところにより、対象事業の事業場に立入検査を行い、当該事業場から流出する廃水を採水のうえ簡易検査を行い、東京都板橋区保健所長（以下「保健所長」という。）は、外部検査機関へ精密検査を委託するものとする。

(1) 立入検査及び採水

ア 立入検査及び採水は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第22条第4項で準用する法第17条第2項に基づいて、毒物劇物監視員が実施するものとする。

イ 採水は、事業場から流出した廃水が公共的地域（河川、公共下水道等）に流入する最初の場所において行うものとする。

ウ 採水した検体は、pH試験紙により水素イオン濃度及びヨウ素でんぷん試験紙により残留塩素を測定することにより、簡易検査を実施する。簡易検査後、水酸化ナトリウムで検体中の遊離シアンを固定するものとする。

(2) 精密検査

採水した検体は、簡易検査を行い、外部検査機関へ精密検査を委託するものとする。

(3) 指導

ア 保健所長は、精密検査の結果、廃水中のシアン濃度が1ppmを超えた検体は、基準違反として処理を行うものとする。

イ 保健所長は、基準違反の廃水を排出した業者に対しては、原因を調査し、法令に違反しないように設備の改善等について必要な指導を行うものとする。

ウ 保健所長は、第5条の(2)の聴聞の結果、当該違反が除害施設の取扱い等が不適当であるために生じたものであり、かつ、取扱責任者の変更命令を行うには至らないと認められる場合は、代表者又は取扱責任者に対して、法令並びに毒物劇物の取扱い及び廃棄に伴う技術上の基準について、講習会その他の必要な指導を行うものとする。

(4) 告発

ア 保健所長は、精密検査の結果、特に悪質と判断される業者に対しては直ちに捜査機関に対し告発の手続を行うものとする。正当な理由がなく前項3の指導に従わず、設備の改善等必要な措置を講じない業者に対しても同様とする。

イ 告発の基準

告発は、原則として次に掲げる一に該当する場合に行うものとする。

(ア) 100ppm以上の濃度のシアンを含有する廃水を排出した場合

(イ) 改善命令を引き続き2回以上受け、なお1ppmを超えるシアンを含有する廃水を排出した場合

(ウ) 法第22条第1項に基づく届出を怠った業者が1ppmを超えるシアンを含有する廃水を排出した場合

(エ) 前項アからウのほか、法第15条の2の規定に違反して技術上の基準に従わずに廃棄した場合又は法第22条第4項で準用する法第16条の2に規定する事故の際の措置を講じなかった場合において、保健衛生上著しい影響を周囲に与え、危害を生ずる恐れがあるとき。

(行政処分)

第5条 行政処分については、次に定めるところによる。

(1) 設備の改善等の命令

精密検査の結果、廃水中のシアン濃度が1ppmを超える検体に係る業者に対しては、区長は、法第22条第7項で準用する法第20条の規定及び東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年9月東京都板橋区規則第80号。以下「規則」という。）に基づき聴聞を行い、その結果、相当と認められる場合には、法第22条第6項の規定に基づく設備の改善等必要な措置を命ずるものとする。

(2) 毒物劇物取扱責任者の変更命令

毒物及び劇物の保管管理その他取扱いが著しく法令に違反し、毒物劇物取扱責任者の変更が必要と認められる場合には、区長は、法第22条第7項で準用する法第20条の規定及び規則に基づき聴聞を行い、その結果、変更命令が相当と認められる業者に対しては、法第22条第4項で準用する法第19条第3項の規定に基づく措置を命ずるものとする。

(3) 回収等の命令

高濃度のシアンを含有する廃水を流出させた事業場については、区長は、法第22条第4項で準用する法第15条の3の規定により、当該廃水の回収又は毒性

の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を命ずるものとする。
(4) 前項 1 から 3 により措置を行った業者に対しては、確認調査を行うものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱の実施に必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。